記

命令の要旨

　中小企業団体の組織に関する法律第５条の23第６項で準用する中小企業等協同組合法第106条第２項の規定に基づき解散を命ずる。

名称及び主たる事務所の所在地

　協業組合和歌山食肉流通センター

　和歌山県田辺市下三栖1475番地の135

教示

　この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、和歌山県知事に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、和歌山県を被告（訴訟において被告を代表する者は和歌山県知事となります。）として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

　なお、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます。ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

解散命令公告

和歌山県公告

　下記に掲げる組合は、その代表権を有する者の所在が知れないので、中小企業団体の組織に関する法律第５条の23第６項で準用する中小企業等協同組合法第106条第３項の規定に基づき、解散命令の要旨を下記のとおり公告する。

　令和７年３月27日

和歌山県知事　岸本　周平